

鳥取県土砂災害警戒情報の発表基準の変更について

鳥取県の土砂災害警戒情報の発表基準を見直すとともに、令和 8 年 5 月 29 日から新たに運用を開始するレベル 4 土砂災害危険警報の基準として運用します。

鳥取県と鳥取地方気象台が共同で発表している土砂災害警戒情報の発表基準について、近年の降雨や災害発生状況のデータ等を踏まえ、下記のとおり変更します。見直し後の基準については、令和 8 年 5 月 29 日から運用を開始する新たな防災気象情報において、レベル 4 土砂災害危険警報の基準として運用します。^{※1}

この基準変更により、より適切な情報発表が可能となり、市町村の防災活動や住民の自主避難を効果的に支援することが期待されます。

また、伯耆町を対象とする土砂災害警戒情報は、現在、警戒対象地域を「伯耆町岸本地域」と「伯耆町溝口地域」に分割して発表していますが、新たな運用開始に合わせてこれらを統合し、レベル 4 土砂災害危険警報での発表対象地域名は「伯耆町」として発表します。

なお、鳥取県が提供する土砂災害危険度情報^{※2}や気象庁が提供する土砂キキクル^{※3}についても、新たな基準が反映されたものとなりますので、引き続き避難対象地域の絞込みにご活用いただけます。

記

1 基準変更日時

令和 8 年 5 月 28 日 13 時

2 基準変更する市町村

鳥取県内の全市町村

(レベル 4 土砂災害危険警報の対象災害の発生のおそれがない境港市、日吉津村は除く)

※1 新たな防災気象情報の正式な運用開始日は 29 日ですが、28 日の基準変更時刻以降はレベル 4 土砂災害危険警報という名称で発表します。

※2 鳥取県土砂災害危険警報システム (土砂災害危険度情報) (鳥取県ホームページ)

<https://d-keikai.sabo-tottori.jp/Top.aspx>

※3 土砂キキクル (気象庁ホームページ)

<https://www.jma.go.jp/bosai/risk/#elements:land/>

本件に関する問い合わせ先

鳥取県 県土整備部 河川港湾局 治山砂防課 企画調査担当 角田、平口、坂根

(電話：0857-26-7819, 7822)

鳥取地方気象台

土砂災害気象官 坂井

(電話：0857-29-1313)